

# 令和5年度 第2回天竜区協議会

## 次第

日時：令和5年5月25日（木）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

令和4年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり  
助成事業」の事後評価について【資料】

(2) その他

地域課題

5 その他

次回開催予定

日時 令和5年6月22日（木）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会



【資料】

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項												
件 名	令和4年度天竜区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の事後評価について												
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>地域力向上事業は、市民協働の理念のもと地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため、市民等の提案に基づき実施している。</p> <p>令和4年度の地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」は以下のとおり。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>提案件数</th> <th>実施件数</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成事業</td> <td>4件</td> <td>4件</td> <td>3,463千円</td> </tr> </tbody> </table>						提案件数	実施件数	補助額	助成事業	4件	4件	3,463千円
	提案件数	実施件数	補助額										
助成事業	4件	4件	3,463千円										
対象の区協議会	天竜区協議会												
内 容	<p>前年度の地域力向上事業が全て完了した際は、浜松市地域力向上事業実施要綱第10条に基づき、天竜区行政推進会議と天竜区協議会で事後評価を行うこととされている。</p> <p>天竜区行政推進会議における評価が完了したため、天竜区協議会において評価を実施するもの。</p> <p>(詳細は別紙のとおり。)</p>												
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	協議後、事業実施内容や評価結果等を区のホームページで公表する。												
担当課	天竜区区振興課	担当者	大石 訓康	電話	922-0013								

令和4年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	区行政推進会議の評価コメント
1	くんまの里 インスタレーション		リトルベアー・ アート プロジェクト				<p>1 芸術祭（インスタレーション）の開催</p> <p>(1) 日 時 令和4年4月8日(金)、9日(土)、10日(日)</p> <p>(2) 会 場 利修庵・田中邸（天竜区熊）</p> <p>(3) 内 容 ミュージックライブ、市内団体による盆踊り、 コンテンポラリーダンス、 海洋冒険家鈴木氏によるトークショー、 飲食雑貨販売など</p> <p>(4) 来場者数 231人</p> <p>2 インスタレーション報告会</p> <p>(1) 日 時 令和5年1月29日（日）</p> <p>(2) 会 場 利修庵・田中邸（天竜区熊）</p> <p>(3) 内 容 ショートムービー&amp;写真パネル展示</p> <p>(4) 来場者数 12人（宣伝不足のため）</p>
	1,803,252	901,000	A	A	B	A	<p>地域住民と出身者との交流に加え、地域外への情報発信から交流人口の増加や地域の魅力の再発見につながる事業として評価します。この事業がきっかけとなり、今後交流人口が増加することを期待します。</p>
2	「第7回 森林(もり)のまち 童話大賞」 ミュージカル 創作体験事業		「龍水の都」 文化体験 プログラム 実行委員会				<p>ミュージカル「森のポスト」の創作体験及び公開リハーサルを実施した。</p> <p>1 創作体験</p> <p>(1) 会場 天竜壬生ホール、光明ふれあいセンター 実施 全13回</p> <p>2 公開リハーサル</p> <p>(1) 会 場 天竜壬生ホール</p> <p>(2) 実施日 令和4年10月2日（日）</p> <p>(3) 観客数 238人（コロナ対応のため会場定員の50%で実施）</p> <p>3 延べ参加者 966人（69人×14回）</p>
	1,376,310	688,000	A	B	A	A	<p>天竜区の地域資源である森林をモチーフとした事業であり、次世代を担う子どもたちの森林や林業への関心を深めることができた事業と評価します。今後も、子どもたちの育成のため、創作体験事業が継承されることを期待します。</p>

令和4年度 天竜区地域力向上事業事後評価一覧表

No.	事業名		提案者				事業内容
	事業費 (円)	補助額 (円)	区 らし さ	達 成 度	必 要 性	費 用 対 効 果	区行政推進会議の評価コメント
3	天竜の文化歴史を伝える交流まちづくり事業		鹿島田代家交流振興会				<p>1 明治時代の郷土の先覚者「田代秋江とゆかりの人々展」の開催                      (1) 開催期間 令和4年10月2日(日)～12月4日(日)                      (2) 会場 鹿島船頭宿                      (3) 入場者数 220人、団体スタッフ13人</p> <p>2 『壬生の郷探訪物語』の発行                      (1) 内容 現地調査や文献を再確認して作成した、二俣・山東地区のガイド誌。                      (2) 規格 B5判48頁カラー写真入り500部                      (3) 発行日 令和4年8月20日(土)                      (4) 寄贈先 市内および近隣市町の図書館、国立国会図書館、浜松市立二俣小学校・清竜中学校ほか</p> <p>3 『壬生の郷探訪物語』概要説明と情報交換会                      (1) 開催日 令和4年8月26日(金)                      (2) 会場 二俣協働センター                      (3) 参加者 17人                      (天竜区・浜北区・磐田市掛塚のガイド団体、クローバー通り商店街、天竜文化協会等の代表)</p>
	635,175	315,000	A	B	A	B	住民の地域への愛着、地域の歴史や文化の継承に寄与する事業として評価します。今後も、市内外への情報発信から、交流人口の増加につながることを期待します。
4	THE NUDGE		企業組合 エシカルリビング				<p>1 春野町発信のエシカル×アート×ドッグをテーマにしたイベント『THE NUDGE 2022』を開催。10月1日(土)はレトリバー専門誌『RETRIEVER』のイベント『RETRIEVER Holiday!』、10月2日(日)は『DOGGY FES. Ethical Breeding &amp; Health HALUNO』として実施。東海エリアを中心に北は新潟、南は神戸から2日間通じて約600人が集まった。</p> <p>2 約30店舗集まった出店ブースには地産地消のあゆの塩焼きや椎茸ご飯、地元のお茶、害獣駆除された鹿を使ったジャーキーのアップサイクル商品など多数のエシカル商品が販売された。</p> <p>3 両日とも山々に囲まれたふれあい公園内の50m×50mの特設ドッグランと近くの気田川での川遊び、そして会場内のバラエティに富んだ出店ブースのエシカル商品の買い物や食事を楽しんでもらい、春野町の素晴らしさを十分に満喫するとともに、初めて春野町へ来ていただいた方々には『春野町』を知ってもらういい機会になった。また、当日の開催風景を来場者がSNS等で発信することや、イベントが雑誌に取り上げられたことで、今回、来場しなかった方々へも春野地域の魅力を発信することができた。</p>
	3,164,867	1,559,000	A	A	A	B	来場者数からも、このイベントに対する関心度の高さがうかがわれます。イベントが地域の魅力の発信源となり、地域への来訪者の増加につながることを期待します。

## 評価のポイント（助成事業）

---

※評価 A：高い B：ふつう C：低い

**1) 天竜区らしさ**

事業の実施にあたり、天竜区固有の人材、資源などを活かしたか。より発展、強化させることに繋がったか。

**2) 事業目的の達成度**

提案時点で掲げた目的をどの程度達成したか。

**3) 財政支援の必要性**

市が補助金を支出して支援を行う必要性（財政面で市の支援を必要とする事業であるかどうか）

**4) 費用対効果**

事業実施により得られる効果と、かかる経費のバランスは適切か。

## 浜松市地域力向上事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、市が実施又は支援する区の特性を活かした事業や課題を解決する「地域力向上事業」について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、以下の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 3人以上で構成されること。
- (2) 市内に住所を有する又は市内で活動する法人その他グループであること。
- (3) 市税の未納がないこと。
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 政治・宗教を目的とする団体
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (3) その他公序良俗に反する団体

(対象事業)

第3条 この要綱において地域力向上事業とは、次の各号のいずれかに該当する公益性のある事業をいう。

- (1) 地域コミュニティづくりに関する事業
- (2) 安全安心な地域づくりに関する事業
- (3) 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- (4) 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- (5) 健康・福祉の向上に関する事業
- (6) 地域の特性を活かしたまちづくり事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは事業の対象としない。

- (1) 政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- (4) 国、県、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- (5) 施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業

(事業区分)

第4条 この要綱において、地域力向上事業の実施に係る形態区分は、次のとおりとする。

- (1) 市民提案による住みよい地域づくり助成事業（以下「助成事業」という。）  
団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業
- (2) 区民活動・文化振興事業  
地域の活性化や文化振興のため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業
- (3) 区課題解決事業

区内の課題を解決するため、市民協働の観点を取り入れて実施する事業  
(事業期間)

第5条 地域力向上事業の事業期間は、単年度とする。

(事業の提案等)

第6条 助成事業の提案をしようとする団体(以下「提案団体」という。)は、市長が定める期限までに次に掲げる書類を提出するものとする。なお、原則として1つの提案は1区のみが可能とする。

- (1) 事業提案書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 団体の概要書(第3号様式)
- (4) 市税納付・納入確認同意書(第4号様式)
- (5) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書(第5号様式)(補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)

2 区は、区民活動・文化振興事業、区課題解決事業を立案するにあたり、区民等からの提案やアイデアを参考に、市民協働の手法により事業化するよう努めるものとする。

(候補事業の検討)

第7条 前条第1項の規定に基づいて提案された助成事業は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)第8条に規定する区行政推進会議において、審議するものとする。

2 区行政推進会議においては、提案された助成事業を前項の規定により審議するに当たり、必要に応じて提案団体から事業内容の聴取を行うものとする。

3 前2項の審議は別表1の基準に基づき行うものとする。

(実施予定事業の決定)

第8条 市長は、助成事業の採択に当たっては、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成18年浜松市条例第78号)第4条に規定する区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施予定助成事業を決定し、提案団体には選考結果通知書(第6号様式)により通知するものとする。

2 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、区協議会に意見を求め、その意見を踏まえて実施するものとする。

(事業の実施)

第9条 前条の規定により決定された地域力向上事業は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 助成事業は、浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号)及び浜松市市民提案による住みよい地域づくり助成事業費補助金交付要綱(令和2年12月14日施行)に基づき行う。

(2) 区民活動・文化振興事業、区課題解決事業は、市長の定めるところにより行う。

(事後評価)

第10条 市長は、実施した助成事業が終了したときは、区行政推進会議及び区協議会で評価を行う。

2 前項の評価は別表2の基準に基づき行うものとする。

(中間評価)

第11条 市長は、採択した事業について中間評価を実施することができる。なお、評価方法は前条に規定する事後評価に準じるものとする。

2 継続事業について、当該事業実施年度の前年度に中間評価を実施した場合、評価結果を採択時に斟酌するものとする。

(公表)

第12条 市長は、実施した地域力向上事業の事業概要及び第10条に規定する事後評価結果を区ホームページ等で公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 がんばる地域応援事業要綱は、平成22年3月31日限り、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

(検討)

2 市長は、この要綱の施行後3年以内において、この要綱の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

別表1（第7条関係）

審査指標		点 数				
		低い	やや低い	普通	やや高い	高い
1	独自性 (行政施策に同じような事業はないか。)	1	2	3	4	5
2	〇区らしさ (区固有の人材、資源等を活かしているか。より 発展・強化させることに繋がるか。)	1	2	3	4	5
3	効果・公益性 (住みよい地域づくりに寄与できるか。)	1	2	3	4	5
4	財政支援の必要性 (行政が補助すべき事業か。)	1	2	3	4	5
5	費用対効果 (事業内容、期待できる効果から、妥当な事業 費といえるか。)	1	2	3	4	5

※「効果・公益性」の項目については、行政推進会議での評価の平均が3点以上であることを採択の目安とする。

※ 基準の運用についての詳細は各区において定めることとする。

別表2（第10条関係）

項 目	ランク		
	A	B	C
1) 〇区らしさ	高い	普通	低い
2) 事業目的の達成度	高い	普通	低い
3) 財政支援の必要性	高い	普通	低い
4) 費用対効果	高い	普通	低い